

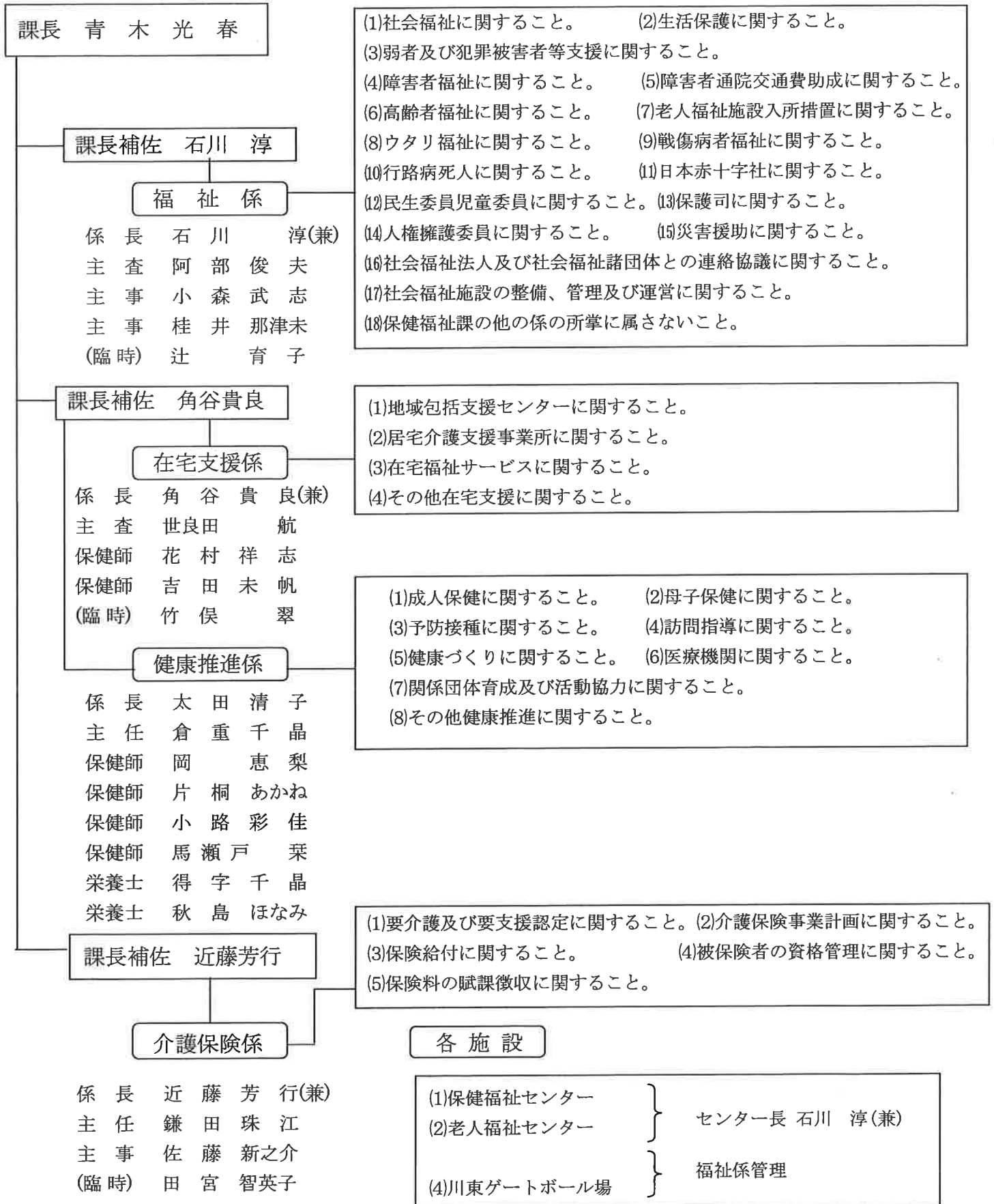
厚生文教常任委員会  
所管事務調査説明資料

平成31年2月12日

保 健 福 祉 課

# 保健福祉課事務分掌

平成31年2月1日現在



## 厚生文教常任委員会所管事務調査資料【保健福祉課】

### 1 清水町の人口・世帯数

年 月	人 口	世 帯 数	1世帯当たり人数
平成30年12月末	9,494人	4,724世帯	2.01人
昭和32年	18,490人	3,082世帯	5.99人

### 2 高齢者の状況（平成30年12月末現在）

65歳以上の人口	高齢化率
3,396人	35.77%

参考：平成6年度末 19.00%  
平成20年度末 29.68%

### 3 障がい者の状況（平成30年3月末現在：十勝総合振興局）

身体障がい者手帳所持者数

1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
167	126	90	163	38	21	605

療育手帳所持者数

A(重度)	B(中・軽度)	計
106	69	175

精神障害者保健福祉手帳所持者数

1級	2級	3級	計
3	28	22	53

### 4 介護保険認定者数（平成31年1月末現在）

年 齢	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
65歳以上	173	75	134	65	57	82	55	641
65歳未満	1	2	3	2	2	1	1	12

### 5 生活保護の状況（実施者：十勝総合振興局）

49世帯 69人（平成30年12月末現在）

### 6 保健福祉関係団体

- (1) 民生児童委員協議会 (2) 老人クラブ連合会 (3) シルバー人材センター  
(4) 赤十字奉仕団 (5) 障害者児振興会連絡協議会 (6) 保護司分区 (7) パセリの会  
(8) 遺族会 (9) 更生保護女性会

## 清水町在宅福祉サービス

項目	内 容	対 象 者	料金	問い合わせ先
給食サービス	利用者の居宅に弁当を配達し食事の支援をするとともに、安否確認をします。 〔実施方法〕週3回（月、水、金）の夕食を、利用者宅に届けます。	・おおむね 65 歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方 ・身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により調理困難な方	1 食につき 500 円	保健福祉課 社会福祉協議会 民生委員
移送サービス	車イス利用者の方に対し、送迎車両により、週 1 回程度、医療機関への通院等の便宜を図ります。	・おおむね 65 歳以上の寝たきり又は虚弱の高齢者の方 ・重度身体障がい者で、外出が困難な方	無 料	保健福祉課 社会福祉協議会 民生委員
除雪サービス	申請によりあらかじめ登録された世帯について、11 月から翌 3 月にかけて、おおむね 10cm 以上の積雪があった場合に除雪を実施します。 気象状況によっては、翌日に実施となる場合もあります。農村地域については、町の除雪車が出動する際に合わせて実施します。	・おおむね 65 歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、虚弱又は身体的理由により除雪が困難な世帯 ・重度身体障がい者世帯で除雪が困難な世帯 ※同地域に親族が居住している場合は利用対象外となる場合があります。	無 料	保健福祉課 民生委員
清水町緊急通報機器設置事業	緊急時にボタン 1 つで清水消防署に通報できる緊急通報機器とペンダントを貸し出します。 自宅の固定電話に接続します。また、協力員の確保が必要です。	・70 歳以上の方の世帯 ・重度身体障がい者で独居世帯の方 ・70 歳以上の者及び重度身体障がい者で構成されている世帯の方	無 料	保健福祉課 民生委員
高齢者等見守り安心事業	電話（週 3 回）と訪問（月 1 回）による安否確認を行います。	・70 歳以上の方の世帯 ・重度身体障がい者で独居世帯の方 ・70 歳以上の方及び重度身体障がい者で構成されている世帯の方	無 料	保健福祉課
高齢者タクシー券助成事業	高齢者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的にタクシー券を助成します。 年額（年度）12,000 円（月額 1,000 円） 毎年、年度内の利用になります。 町内のタクシー会社のみ利用できます。	65 歳以上の要支援・要介護の認定を受けている方及び運転免許自主返納者。  ※施設入所者、障がい者タクシー券を交付されている方は対象外です。	無 料	保健福祉課
高齢者介護用品購入費助成事業	介護用品の紙おむつ、紙パンツ、尿取りパットを対象に月額 6,500 円を助成します。	要介護 4 又は 5 の介護認定を受けている方を現に自宅で介護している方	無 料	保健福祉課
自立支援ホームヘルプサービス	要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助（家事に関することなどの生活援助）を行い、自立した生活の継続を可能にします。	①要介護認定で非該当と判定された方で独居又は高齢者のみの世帯の方 ②65 歳未満で日常生活上の支援が必要な方	週 1 回 3 時間 以内 1 時間 300 円	保健福祉課
高齢者等短期入所事業	介護している家族等が旅行や冠婚葬祭等の用事又は介護疲れなどの特別な事由により、居宅における介護が困難になった場合に、一時的な短期入所を支援する事業です。	①介護認定で非該当と判定された方 ②重度身体障がい者で介護を要する方  ※介護保険によるサービス費等の支給限度額を超えた場合にも適用される場合があります。	日額 2,400 円	保健福祉課
生きがいデイサービス	月～土曜日のうち、週 1 回、デイサービスセンターを利用できます。デイサービスでは、送迎、健康チェック、日常動作訓練、昼食、入浴等のサービスが提供されます。	心身機能の低下により閉じこもりがちな方で、介護保険法による要介護・要支援の審査判定の結果、非該当となった方又は 65 歳未満で、日常生活に支障がある方など	1 回 1,100 円	保健福祉課